

令和2年度第8回 京都地方最低賃金審議会

令和2年11月24日（火）午前9時30分～

京都労働局6階大会議室

【議 事 次 第】

- 1 京都府自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に関する専門部会報告について
- 2 京都府自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について（答申）
- 3 京都府自動車小売業最低賃金の廃止決定について（答申）

【提 出 資 料】

- No.1 令和2年度 京都府特定（産業別）最低賃金専門部会 採決一覧・・・P1
No.2 京都府自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に関する報告書（写）・・・P3

令和2年度 京都府特定(産業別)最低賃金専門部会 採決一覽表

部会名	結審日	採決状況	現行額 (円)	改定額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	地賃比 (%)
電気機械器具製造業	R2.10.14	全会一致	936	936	0	0	102.97
輸送用機械器具製造業	R2.10.26	労働者側 反対	947	947	0	0	104.18
各種商品小売業	R2.10.28	全会一致	910	910	0	0	100.11
自動車(新車)小売業	R2.11.13	全会一致	911	911	0	0	100.22

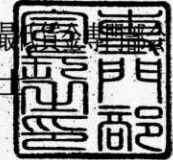
令和2年11月16日現在

資料No.1

11001	0	0	010	010	010	010	010	010
11001	0	0	010	010	010	010	010	010
11001	0	0	010	010	010	010	010	010
11001	0	0	010	010	010	010	010	010
11001	0	0	010	010	010	010	010	010

京 賃 審 発 第 35 号
令 和 2 年 11 月 13 日京都地方最低賃金審議会
会長 佐藤 卓利 殿

京都地方最低賃金審議会

京都府自動車（新車）小売業最低賃金専門部
部会長 上田 眞士

京都府自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月21日、京都地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

今年度の審議は新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活の影響、特に中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の不透明さの中で、雇用の維持が最優先であること等を踏まえたものである。来年度以降の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による影響を踏まえながら、様々な支援策を通じ、京都府の企業全体の生産性の向上等、より賃上げしやすい環境整備への不断の努力が必要であるが、最低賃金の改正に向けて公労使は引き続き誠実に議論を行っていく。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員の氏名は下記のとおりである。

記

公益代表委員	部会長	上田 眞士
	部会長代理	石田 光男
		太郎丸 博
労働者代表委員		今崎 啓之
		松山 裕二
		三崎 健次
使用者代表委員		伊藤 康久
		小寺 雅夫
		津田 正樹

京都府自動車（新車）小売業最低賃金

1 適用する地域

京都府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 自動車（新車）小売業のうち、自動車メーカー（販売子会社及び日本法人を含む）と新車販売契約を結んでいるディーラー
- (2) (1) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (3) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの。ただし、自動車整備の業務に主として従事する者については、雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 洗車、ワックスかけ又は駐車場内整理の業務
 - ハ 受付補助又は書類等の事業場内集配、複写若しくは転記の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

現行どおり（1時間 911円）

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和2年1月9日